

知的財産推進計画 2026 と AI 基本計画素案における 生成 AI 施策の整合性に関する分析

－ 2026 年 6 月 12 日決定／同月 19 日パブリックコメント素案の対照 －

Claude Opus 4.8

2026 年 6 月 21 日

要旨

両文書に正面からの政策矛盾は確認されない。本部長はいずれも高市早苗内閣総理大臣であり、共通の法的基盤は AI 法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律／令和 7 年法律第 53 号）、共通理念は「イノベーション促進とリスク対応の両立」である。最大の整合性課題は「相互参照の非対称性」にある。知的財産推進計画 2026¹ は AI 法・AI 基本計画を明示参照する一方、6 月 19 日決定の AI 基本計画素案（第 II 期）³ は「知的財産推進計画」「知的財産戦略本部」「AI 時代の知的財産権検討会」「プリンシプル・コード」のいずれも本文で名指しせず、第 4 章「他の計画等との連携」にも知財推進計画を列挙していない。

力点が大きく異なる。知財計画は「保護」軸でプリンシプル・コード制定・クリエイターへの対価還元・声の保護（不正競争防止法改正を含む議論継続）・民事救済措置を具体化する一方、AI 基本計画素案は「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」「まず使ってみる」「責任あるアジャイル・ガバナンス」を前面に出し、知財施策は第 3 章第 4 節の抽象的記述にとどまる。

制度設計上の齟齬はないが「温度差」が実務上のリスク。プリンシプル・コード（案）のコンプライ・オア・エクスプレイン型の開示要求と AI 基本計画の開発加速志向の間に乖離を指摘する解説があり¹⁰、知財事務局と AI 政策推進室の事務局二元体制の調整が今後の焦点となる。

1. 対象文書の基本情報（確認済事実）

- ・ 知的財産推進計画 2026^{1・9}：2026 年（令和 8 年）6 月 12 日、第 55 回知的財産戦略本部（本部長・高市早苗首相）決定。内閣府知的財産戦略推進事務局所管。本文 143 ページ。重点方向性の柱の一つに「生成 AI 等の新たな時代に即した知的財産の保護」を掲げる。海外での知財侵害に対する集団訴訟制度の整備等も盛り込まれた⁸。
- ・ AI 基本計画（素案）^{3・4・5}：2026 年（令和 8 年）6 月 19 日、人工知能戦略本部（第 4 回）がとりまとめ、同日 e-Gov でパブリックコメント開始（締切 6 月 23 日）。内閣府科学技術・イノ

ベーション推進事務局人工知能政策推進室所管。本素案は 2025 年 12 月 23 日閣議決定の我が国初の「人工知能基本計画」（副題「～『信頼できる AI』による『日本再起』～」）⁶の改定版＝第Ⅱ期計画であり、「当面は毎年変更」と明記する年次改定方式をとる。初代計画策定時、政府は AI 関連施策に 1 兆円超を投資する方針を表明している⁷。

両文書の関係は「同一首相を本部長とする二つの国家計画が、生成 AI という同一論点をそれぞれの所管視点から扱う」構図であり、これが整合性検証の出発点となる。

2. 相互参照の非対称性（最大の整合性課題）

知財計画 2026 → AI 側：本文は AI 法や AI 基本計画（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえ、生成 AI 技術の進歩促進と知財権保護の両立に向けた検討を進めると明記し、人工知能戦略本部の設置にも言及する（確認済事実）¹。

AI 基本計画素案 → 知財側：「知的財産推進計画」「知的財産戦略本部」「AI 時代の知的財産権検討会」「プリンシプル・コード」のいずれも本文に登場しない。第 4 章「他の計画等との連携」が挙げる連携先は科学技術・イノベーション基本計画やデジタル社会形成重点計画等のみで、知財推進計画は不在。推進体制で言及される会議体も人工知能戦略本部・同推進会議・専門調査会に限られる³。

分析（推論）：これは政策の矛盾ではなく、知財側が AI 側を上位基盤として位置づける一方、AI 側は知財施策を抽象化・包摂する片務的・非対称な構造である。両計画とも内閣総理大臣を本部長としながら相互の連携記述が一方向にとどまる点は、実装段階での所管・優先順位の曖昧化リスクを残す。とりわけ「AI 生成物を巡る知財権の在り方検討」「対価還元」は両文書がともに内閣府を主担当に挙げており、内部での具体的な役割分担（知財事務局か AI 政策推進室か）が文書上明示されていない。

3. プリンシプル・コードの扱いの差（記載有無の齟齬）

- ・ **知財計画 2026：**「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（仮称）を制定し国内外へ周知、クリエイター等への対価還元を促す枠組み構築を促進、と明記。知財戦略の柱の中核施策に位置づける¹。
- ・ **AI 基本計画素案：**「プリンシプル・コード」の語は一切登場しない。第 3 章第 4 節が「適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対

価値還元等の推進や、生成 AI による知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備……を進める。

【◎内閣府、関係省庁】」と抽象的に包摂するにとどまる³。

経緯（確認済事実）：プリンシプル・コード（仮称）（案）は 2025 年 12 月 26 日に内閣府知的財産戦略推進事務局が公表、2026 年 1 月 26 日までパブコメ実施。AI 時代の知的財産権検討会¹¹で提示され、産業界と権利者団体の鋭く対立する意見が示された。コード案は AI 法の趣旨を踏まえつつ、EU AI Act やスチュワードシップ・コード等（コンプライ・オア・エクスプレイン）を参考に、原則 1（事前概要開示）・原則 2（権利者向け開示請求）・原則 3（利用者向け開示請求）の 3 原則で構成される¹⁰。

分析：同一首相下の中核施策が、一方の計画では柱、他方ではゼロ言及という非対称は、文書間の編集ポリシー（知財側＝具体・先行、AI 側＝抽象・包摂）の違いに起因し矛盾とまでは言えないが、AI 開発者が「拠るべき計画」を読み違えるリスクを生む。

4. 声優・俳優の声・肖像の保護（具体度の非対称）

- ・ **知財計画 2026：**俳優・声優等の声を模倣した音声コンテンツの無断生成・公開が一定の場合にパブリシティ権等の侵害に該当し得ることを踏まえ、現行法・判例法理を踏まえた法的整理とガイドライン作成を行い、より確実な権利保護に向けハードロー整備（不正競争防止法改正を含む）の必要性も含め議論を継続する、と具体的に記載¹。
- ・ **AI 基本計画素案：**俳優・声優の声・肖像の保護に直接言及する番号付き具体的取組は存在しない。「肖像権」は基本構想で問題意識として一度言及されるのみで、ディープフェイク対応は第 3 章第 3 節「生成 AI を悪用した偽・誤情報等への対応」として、判別技術・制御機能の開発支援という技術的対応に重点を置く³。

分析：知財計画が不競法改正というハードロー化の含みまで踏み込むのに対し、AI 基本計画は「肖像権」を問題意識レベルで触れるのみで施策化していない。声の保護はもっぱら知財側で具体化される構造であり、両計画には詳細度の段差がある（矛盾ではない）。

5. AI 生成発明・著作物性など産業財産権論点（整合的だが具体性に差）

知財計画 2026 は、AI 利用発明・生成 AI を利用したデザイン創作の課題を産業構造審議会知的財産分科会の特許／意匠制度小委員会で国際動向を見極めつつ検討すると記載する¹。一方、AI 基本計画素案は第 3 章第 4 節「AI 利活用により生成された製品・サービスを巡る知的財産権について、その在り方を検討する。【◎内閣府、経済産業省、関係省庁】」と検討レベルの記述にとどまる³。

いずれも DABUS 事件・東京地判令和 6 年 5 月 16 日（特許法上の「発明者」は自然人に限られる）と整合し、対立はない。

6. ガバナンス手段・実装手段の差

- ・ **知財計画**：プリンシプル・コード（ソフトロー）＋ハードロー整備（不競法改正の可能性）＋民事救済措置（損害回復・侵害者利益の剥奪）・集团的権利行使・査証制度の拡大など制度的手当を並走させる¹。
- ・ **AI 基本計画**：AI 法自体が罰則なしのソフトロー。「責任あるアジャイル・ガバナンス」を掲げ「永遠の β 版」として PDCA を回し、当面毎年改定する^{3・6}。

分析：手段の方向性に矛盾はないが、知財計画がハードロー化の含みを持つのに対し AI 基本計画はソフトロー・アジャイル基調であり、規制強度の力点に差がある。プリンシプル・コードがハードロー化した場合、AI 基本計画の「最小規制」志向との緊張が顕在化し得る。

7. ステークホルダーの反応（複数視点）

- ・ **コンテンツ権利者側**：日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）はプリンシプル・コードに「大枠で賛成」「重要な第一歩」としつつ商用学習は原則オプトインを主張¹²。日本新聞協会は「重要な内容」と評価する一方、罰則を伴わないため遵守は不透明と実効性を懸念。CODA は URL 文字列照合でなく作品コンテンツそのものの実質的確認を要求。日本漫画家協会も 2026 年 4 月にオプトインの必要性を主張する共同声明を発表。
- ・ **AI 開発者側**：BSA（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス）はインプット段階規制を拒絶し原則 2・3 の削除を提言。日本知的財産協会（JIPA）は営業秘密保護の観点から過度な開示要求に抵抗。実務家からは「このままの内容で確定すると日本の AI 事業者に大きな悪影響」との警告も出ている。
- ・ **実効性・国際公平性への懸念**：AI 時代の知的財産権検討会の委員からは、罰則を伴わない日本のソフトローは Meta・Apple・中国勢等の遵守インセンティブが弱いとの指摘がある¹⁰。
- ・ **制度設計批判**：コンプライ・オア・エクスプレインが上位目的（プリンシプル）を欠くとして「スチュワードシップ・コードの劣化コピー」とする批判がある¹³。

8. 総合評価

両文書の生成 AI 関連施策は、目的（イノベーション促進とリスク対応の両立）と法的基盤（AI 法）を共有するため、文言レベルでも正面から衝突する矛盾は確認されない。その上で、実務上意味の

ある「整合性の縫い目」は次の3点に集約され、いずれも「知財側が具体・先行、AI側が抽象・包摂」という編集構造で一貫して説明できる。

1. **相互参照の非対称（第2節）**：知財計画→AI基本計画の参照はあるが逆はない。主担当が重なる施策で内部分担が文書上不可視。
2. **中核施策の記載格差（第3・4節）**：プリンシプル・コードと声の保護は知財計画では柱級だが、AI基本計画素案ではゼロ～問題意識レベル。
3. **規制強度の力点差（第6節）**：知財計画はハードロー化の含み、AI基本計画はソフトロー・アジャイル基調。

これらは「政策の不整合（contradiction）」ではなく「政策の段差・縫い目（seam）」と評価するのが正確である。両計画は、AI基本計画が開発・利活用・国家戦略の全体フレームを、知財推進計画が知財保護の具体策を担う補完関係にあり、その限りで整合している。問題は、その補完関係がAI基本計画素案の文面に明示されていない点であり、これはパブコメ（6月23日締切）で是正を求め得る論点である。

9. 実務上の推奨

4. **【即時】** 生成AIの知財対応方針策定時、知財推進計画2026を一次参照とし、AI基本計画素案は上位の開発推進フレームとして位置づける。プリンシプル・コード確定版（仮称・案の最終化）を最優先でウォッチする。
5. **【～6月23日】** AI基本計画素案のパブコメで「知財推進計画2026・プリンシプル・コード・AI時代の知的財産権検討会との連携明記」「第4章への知財推進計画の追加」を求める意見を提出可能（1件400文字以内・該当箇所明記）⁵。
6. **【中期】** ①両本部の事務局二元体制の調整状況、②AI時代の知的財産権検討会のとりまとめ、③不競法改正の立法動向を監視。プリンシプル・コードがハードロー化に転じた場合、ソフトロー前提の社内運用を法的義務対応へ切り替える。
7. **【企業実務】** コード原則1（事前概要開示）は比較的低負担のため先行整備。原則2・3（開示請求対応）は確定版の負担水準を見極めてから体制構築。海外事業者は「日本市場向け提供」該当性に留意。
8. **【権利者実務】** 声優・俳優・コンテンツ事業者は、知財計画の不競法改正議論と業界自主枠組みの双方を追い、オプトイン契約・対価還元プラットフォームへの参加可否を検討。

10. 留保事項 (Caveats)

-
-
-
-
-
-

参考文献

1. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 ～成長戦略を支える知財戦略の推進～」(2026年6月12日決定)、内閣官房、https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
2. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 (概要)」(2026年6月12日)、内閣官房、https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_gaiyo_all.pdf
3. 人工知能戦略本部「人工知能基本計画(素案)」(2026年6月19日とりまとめ・パブリックコメント資料)、e-Govパブリック・コメント、<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000316432>
4. 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「人工知能基本計画(素案)に関する御意見の募集について」、内閣府、<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai.html>
5. 「人工知能基本計画(素案)に関する御意見の募集について」、e-Govパブリック・コメント(案件番号095260620、意見募集期間2026年6月19日～6月23日)、<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095260620&Mode=0>
6. 人工知能戦略本部「人工知能基本計画～『信頼できるAI』による『日本再起』～」(令和7年12月23日閣議決定)、内閣府、https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aiplan_20251223.pdf
7. 「AI開発強化へ国主導、政府が初の基本計画を決定 海外展開巻き返し」、日本経済新聞(2025年12月23日)、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA225CF0S5A221C2000000/>
8. 「海外の知財侵害へ集団訴訟 政府が計画決定、AI使った被害に対応」、日本経済新聞(2026年6月)、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1173Y0R10C26A6000000/>
9. 「知的財産戦略本部、『知的財産推進計画2026』を決定」、カレントアウェアネス・ポータル(国立国会図書館)、<https://current.ndl.go.jp/car/280273>
10. 橋本阿友子「機械学習パラダイス・日本におけるAIソフトロー『AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)』」、骨董通り法律事務所コラム(2026年1月26日)、<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
11. 「『AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ』の公表について」、イノベンティア(2024年9月)、<https://innoventier.com/archives/2024/09/17301>
12. 一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟(NAFCA)「『生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)』に関する意見」、<https://nafca.jp/public-comment19/>
13. 高木浩光「代替可能性を欠く『AIプリンシプル・コード』」、高木浩光@自宅の日記(2025年

12月27日) 、 <http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20251227.html>